遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

遊漁採捕量報告のお願い

皆様の協力が水産資源の資源評価・資源管理に役立ちます

遊漁の採捕量情報により

- 資源評価の精度があがり、より正確に資源状態が把握できるようになります

遊漁者が資源管理に参加することにより

- 漁業と一体となった資源管理を行うことにより、水産資源を持続的に利用することができます

報告は、LINEアカウント又は報告サイトから簡単にできます（LINEアカウントからは過去の釣果記録を確認することも可能）

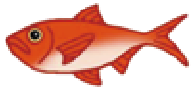

LINE公式アカウント

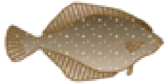

LINEを使用しない報告先

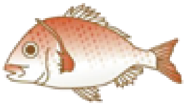

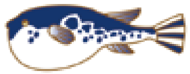

水産庁　【お問合せ先】　水産庁管理調整課沿岸・遊漁室
TEL：03-3502-8111（内線6705）

C O N T E N T S

はじめに ……1
遊漁に関する法制度 ……2
遊漁に関するルール ……4
違法な漁具・漁法に注意!! ……6
気を付けたいルールとマナー ……8
お問い合わせの多い魚種の規制について……9
さけ・ます釣りに関する規制……10
「幻の魚」まつかわを守ろう
資源の増大に向けた漁業者の取組 ……12
遊漁者・遊漁船業者の皆様へ
～クロマグロの資源管理にご協力ください～ ……13
遊漁船の利用について ……14
ミニボートの利用について ……15
漁港の利用について ……16
港湾の利用について ……17
道内の規制一覧（湖沼、河川）……18
〃　（河口規制）……21
〃　（禁止期間等）……24
〃　（遊漁規則）……25
〃　（能取湖の海面指定について）…27
〃　（内水面区画漁業権）
コイヘルペスウィルス病のまん延を
防止するために ……28
全道エリア別ルールマップ ……29
釣り団体に加入しよう
やめて!!外来魚の移植放流 ……44
関係機関一覧（巻末）

はじめに

雄大な自然が多く残る北海道では、多くの方々が心のゆとりや自然とのふれあいを求めて野外レクリエーションを楽しまれています。特に、豊富な水産資源を有する広大な海や、原始の姿をとどめた渓流での釣りは、季節や地域による多様性とも相まって人気のレジャーとして定着しています。

釣りで利用される水産資源は長い年月をかけて育まれてきたものであり、資源を上手に利活用しながら次の世代に引き継いでいくことが大切です。

また、海や河川、湖沼は漁業生産の場でもあるので、漁業の支障とならないように注意する必要があります。

この冊子は、釣りを行う際に皆さんに守っていただきたい様々なルールやマナーを簡潔にまとめていますので、ご活用ください。